

第5期嬉野市農業委員会
第34回定例総会議事録

令和3年5月6日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第34回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	馬場下関東二 外36筆 田の嵩上げ、基盤整備	R3.5.6	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	真崎大牟田東 農業用倉庫	R3.5.6	了 承
報告第3号		農地法第5条の規定による許可の取消願いについて		
	1	五町田辺田 資材置場	R3.5.6	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田流海 使用貸借権	R3.5.6	承 認
	2	谷所二本柳 賃借権	R3.5.6	承 認
	3	谷所二本柳 賃借権	R3.5.6	承 認
	4	五町田谷 賃借権	R3.5.6	承 認
	5	五町田谷 賃借権	R3.5.6	承 認
	6	五町田谷 賃借権	R3.5.6	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		所有権の移転		
	1	大草野平石 あっせん	R3.5.6	承 認
	2	下野一本松二 あっせん	R3.5.6	承 認
		利用権設定		
	塩 1~26	馬場下板ノ平 外35筆 使用貸借権・賃借権	R3.5.6	承 認
	嬉 1~20	吉田寺田 外52筆 賃借権・使用貸借権	R3.5.6	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	五町田四本谷 外11筆 贈与	R3.5.6	許 可
	2	谷所二本柳 売買	R3.5.6	許 可
	3	馬場下高月 売買	R3.5.6	許 可

	4	下宿五本松 売買	R3.5.6	許 可
	5	吉田松小平 売買	R3.5.6	許 可
	6	下野三坂原 売買	R3.5.6	許 可
	7	久間後山 外1筆 売買	R3.5.6	許 可
	8	久間明神籠 売買	R3.5.6	許 可
	9	久間明神籠 外3筆 売買	R3.5.6	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間本志田原 駐車場	R3.5.6	承 認
	2	下宿二本桜 太陽光発電設備設置	R3.5.6	承 認
	3	下宿四本桜 外1筆 太陽光発電設備設置	R3.5.6	承 認
	4	下宿二本松 外3筆 九州新幹線作業用通路等	R3.5.6	承 認
	5	下野第八区画整理 一般住宅	R3.5.6	承 認

第5期嬉野市農業委員会第34回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 5月 6日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 5月6日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 5月6日 午後2時39分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	事前審査班長
2	馬場みどり	出	議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	憲章朗読 議事録署名
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	欠	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主査	永田 良子
農業政策課副課長	小原 和子		

地目はすべて田、面積の合計は51,074㎡です。

理由は、ハウス団地整備にあたり、農地の形状を変える必要があるため ということ です。

隣接は、東は道路、西は農道、南は農道、北は道路 です。

図面は3ページと4ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地域担当

この件について、森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

事業内容は、市役所の農業政策課より説明をお願いしたいと思います。私の方からは地元の取り組みについて説明させていただきます。5町1反は地元の法人の圃場でありまして、殆ど宮ノ元区の8割はここに集中している農地でございます。5区の区長会において水利関係、区費等話し合いを市役所と協議し、方向性を示して頂いております。ハウスの施設は建っておりませんので5年間の管理作業は法人の方で作業請負をしているところです。早速ですけど4月のうちに草刈りと耕起、焼却までしたところです。地元としては、歓迎する中でも早く建ててもらわないと大変なことになると心配になるところです。そういうことで入居者の方からも区費、水利関係すべて頂く段取りとなっております。さらに雨水、生活水路は既存の水路に流してもらうようにしておりますが、ハウスの使用水は元缶詰工場の排水路を利用し、直接塩田川へ流す水路に流してもらうような計画で考えて頂いております。そういうことを踏まえ、地元としては了解したと言うこととでございます。宮ノ元の区長でもある前田推進委員に、補足があればして頂きたいと思っております。内容に関しては、市でお願いしたいと思っております。

地元委員

今、森委員さんが言われたとおりで、長崎街道の遺跡が出たということで、こういう風な申請となり、60～70cmが盛土となるそうです。よろしくお願ひします。

農業政策課

皆さんこんにちは、農業政策課の〇〇です。若干説明をさせていただきます。市の園芸団地構想に基づきまして、現在嬉野市ではハウス団地を計画させて頂いております。団地建設の当地区はかつてから、米・麦・大豆など土地利用型の営農をされていたところですが、道路、水路に囲まれ、周辺との独立性が確立できる区域におきまして、農業振興地域での中間管理事業を活用し、施設園芸の担い手農家への集積を行いまして、高性能の施設等の設置、また先進技術の導入によります、キュウリ、トマト、イチゴ等の施設園芸に転換する目的として団地を計画しているところとでございます。先程から有りましたように、当地区に埋蔵文化財のエリアに指定されており、昨年、令和2年度の事業で埋蔵文化財の調査を行ったところ、先程区長さんからあったように長崎街道の跡地が発見され、また周辺で生活された弥生時代のものと思われ土器が出土されその結果、市の文化財の担当、県の担当者と協議を行いまして、保護層を持って盛土を行い、出土した文化財を保護することとなりました。保護の方法としましては、2つありました。盛土で保存と本調査を行う方法で、本調査に関しては

貸付人は 谷の ○○○○ 様、
借受人は 同じく谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 ^{りゅうかい} 流海 ○○○番 地目は田、
面積は、2, 874㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成30年2月1日から令和5年1月31日までで、
解約理由は、借受人を変えて再契約するため ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。
所在地は、大字谷所 二本柳 乙3533番3 地目は田、面積は、204㎡
利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。
期間は平成27年11月1日から令和7年10月31日までで、
解約理由は、構成員脱退のため ということです。
農地法第18条の合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

事務局

先程の件で、先月総会時に借受人の○○○○の分で、代表者名が記入されていなかったことで、農業公社へ確認したところ、記入漏れということでお詫びがっております。事務局も今後、確認するようしております。報告でした。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、
借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 二本柳 〇〇〇番 地目は田、
面積は、204㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。
期間は平成27年11月1日から令和7年10月31日までで、
解約理由は、構成員脱退のため ということです。

農地法第18条の合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

整理番号4番と5番については、借受人が、農事組合法人 〇〇〇〇
代表理事 〇〇〇〇 委員となっています。

嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から
終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。

(〇〇委員退室)

整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 宮ノ元の 〇〇〇〇 様、

借受人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 谷 〇〇〇番 地目は田、

面積は、552㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成28年6月1日から令和8年5月31日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約 ということです。

農地法第18条の合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページ、整理番号5番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、

借受人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 谷 〇〇〇番 地目は田、

面積は、971㎡です。

所有権の移転の種類は、あつせんで、利用目的は、米です。

対価としましては、反当たり206,000円、全体で200,000円です。
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、
整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

売り手人は、下野の ○○○○ 様

買い手人は、佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様

所在地は、大字下野 一本松二 ○○○番

地目は田、面積は849㎡です。

所有権の移転の種類は、あつせんで、利用目的は、米です。

対価としましては、反当たり472,000円、全体で400,000円です。
以上です。

議 長

それでは所有権の移転について、整理番号2番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、
整理番号2番は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、別添の表2ページから4ページ、利用権設定塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から26番までについて、一括審議したい
と思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から
26番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページから4ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から26番までについて です。

貸し手人は 鳥栖市の ○○○○ 様、外24名様、

借り手人は 畦川内の ○○○○ 様、外14名様です。

所在地は、大字馬場下 板ノ平 ○○○番 外35筆、

地目は田と畑で、田の面積の合計が41,659㎡、

畑の面積は1,758㎡、田畑合計で43,417㎡です。

利用権は、使用貸借権と賃借権で、期間は3年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から26番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から26番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から26番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表5ページから7ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から20番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表5ページから7ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から20番についてです。

貸し手人は 両岩の ○○○○ 様 外18名様、

借り手人は 同じく両岩の ○○○○ 様 外17名様です。

所在地は、大字吉田 寺田 ○○○番 外52筆、

地目は田と畑、田の面積の合計が41,194㎡、

畑が合計で30,465㎡、田畑合計で71,659㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、
譲受人は 同じく三ヶ崎の ○○○○ 様、
所在地は 大字谷所 二本柳 ○○○番、地目は田、
面積は204㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大のためです。
売買価格は、反当たり73,529円、全体で15,000円です。
図面は19ページから20ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 千葉県の ○○○○ 様、
譲受人は 町分の ○○○○ 様、
所在地は、大字馬場下 高月 ○○○番、地目は畑、面積は117㎡。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり100,000円、全体で11,700円です。
図面は21ページから22ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡県の ○○○○ 様、
譲受人は 今寺の ○○○○ 様、
所在地は、大字下宿 五本松 ○○○番、地目は畑、面積は44㎡。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり1,136,364円、全体で50,000円です。
図面は23ページから24ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議案書14ページ、整理番号5番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡市の ○○○○ 様、
譲受人は 佐世保市の ○○○○ 様、
所在地は、大字吉田 ^{まつこびら}松小平 ○○○番、地目は畑、面積は454㎡。

譲渡理由は、空き家バンク登録物件売買のため、
譲受理由は家庭菜園及び保全のためです。
売買価格は、宅地、建物込みで、反当たり2,923,050円、
全体で2,400,000円です。
図面は25ページから26ページをご覧ください。以上です。

議 長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
整理番号5番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号6番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 式浪の ○○○○ 様、
譲受人は 今寺の ○○○○ 様、
所在地は、大字下野 ^{さんさかばら}三坂原 ○○○番、地目は畑、

面積は、1, 368㎡。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり300, 000円、全体で410, 400円です。

図面は27ページから28ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号6番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
整理番号6番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、 熊本市の ○○○○ 様、

譲受人は 北下久間の ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 後山 ○○○番、外1筆 地目は田、

面積の合計は、638㎡。

譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり157, 000円、全体で100, 166円です。

図面は29ページから30ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号7番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
整理番号7番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページ、整理番号8番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 鹿島市の ○○○○ 様、

譲受人は 埼玉県の ○○○○ 様、外1名様

所在地は、大字久間 明神籠 ○○○番、地目は田、面積は364㎡。

譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり300, 000円、全体で109, 200円です。

図面は31ページから32ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号8番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ

図面は38ページと39ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
中島委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長
地域担当

事務局から説明があったように、わざわざ太良町から塩田町へ店舗の移転をされたということで、ここに駐車場がなかったことで、駐車場を確保したいと言うことのでございますので、地域の活性化になるということでよろしくをお願いします。

議 長
班 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。
今言われたように特に問題ないと思います。

議 長
委 員
事 務 局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
店舗というのは何ですか。商売は。
車の加工、フィルム貼ったりとか、特殊な感じではなく、車の中を内装をす
るとお聞きしております。それをした車両を奥に置くそうです。置くところ
が無いということで農地の方を駐車場の車両保管用としてとして利用したい
とのことです。

議 長
委 員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

譲渡人は 式浪の ○○○○ 様、

譲受人は 今寺の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 二本桜 ○○○番、地目は田、
面積は、814㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は何年も耕作されておらず遊休化している農地であり、今後耕
作の見込みもないため、同時利用地の原野(○○○)を含み、太陽光発電設備設
置として転用したい ということです。

東は雑種地・畑、 西は原野・畑、 南は道路、 北は原野・畑 です。

売買価格は、反当たり300,000円、全体で244,200円です。

図面は40ページと41ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

長年耕作を放棄されていて、いまそこが電柱があるところなんです、上の方
にも畑があったそうですが、荒地になっていてその分も太陽光にするというこ

とで申請を頂いております。まあ荒地ですので、出来て良かったなあと思います。よろしくお願ひします。

議 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今言われたように荒地で、ここは日当たりが良く太陽光にするには最適かと思ひます。宅地とかでもいいのかと思ひますが、そういうことですので問題ないかと思ひます。

議 長

先程、〇〇さんは3条の方で規模拡大と申請をなされていますが、今度は農地を買って太陽光、どっちが主なんですかね。

地域担当

議 長

農地もしていますので、どっちもしてらっしゃいます。その辺はわかりません。買ってしてもらう分はいいのですが、国も今推進しているのですが。他の業者そういうふうにしたら、基本的には農地を守ることですが。

委 員

耕作放棄地ですからね。

議 長

片方では農地を買って、太陽光ですからね。

地域担当

ここは、用水もなくなり出来ないところであります。

議 長

前回は耕作放棄地を買って、太陽光を付けていますので。後々問題がないように監督をして頂きたいと思ひます。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 今寺の 〇〇〇〇 様、外2名様

譲受人は 同じく今寺の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 四本桜 〇〇〇番 外1筆、 地目は畑

面積の合計は2, 557㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は何年も耕作されておらず遊休化している農地であり、今後耕作の見込みもないため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。

東は原野・畑、 西は山林・里道、 南は原野・宅地、 北は山林・畑 です。

売買価格は、反当たり300, 000円、全体で767, 100円です。

図面は42ページと43ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、報告をお願いします。

地域担当

さっきの案件とすぐ近くでございますが、耕作をしてなく、立ち木がたつて山のようになっていますが、日当たりも良く申請が出されております。よろしくお願ひいたします。

議長
班長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

ここが、奥の方の境界がどうなっているかわからないが、知り合いばかりとのことで、まあ何とかですね、よろしくお願いします。

議長
事務局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

前の案件ですが、隣に宅地がありました。その方が、最初に話があった時は、弟さん？か生きてらっしゃって、吉田の方が管理をなさっており、そのお話を聞いてなかったと言うことで、亡くなられた方が今年の12月くらいとのことで、〇〇さんには、再度管理なされる方に説明をして頂くようお願いをしていたところです。早急にして頂くようしていましたが、結果の方がまだお聞きしていませんので、内容を聞いてから、事務局で県の方に出すかを判断したいと思います。また、その件に関しては、来月の総会時に報告したいと思います。

議長
委員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

議案書37ページ、別紙③をご覧ください。

貸付人は 下宿の 〇〇〇〇 様、外5名様

借受人は 福岡の 〇〇〇〇株式会社 福岡支店

取締役支店長 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 二本松 〇〇〇番、外3筆

地目はすべて田、面積の合計は、3,476㎡です。

農地区分は農用地区域内農地、用途目的は、九州新幹線武雄軌道敷設他工事に伴う迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場 です。

事由は、軌道敷設工事に伴うクレーン等の設置、作業するための用地が必要となるため、一時転用したい ということです。

東は田、西は雑種地、南は河川・道路、北は宅地・道路 です。

賃借料は年間、反当たり200,000円、全体で695,200円です。

図面は44ページと45ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

新幹線の作業ヤードで借りられていて、私が知っている限り今の業者の2つ前

くらいからであります。継続で一時転用がなされていて、今度聞いた分では、秋位で終わる予定とのことですので、よろしくお願ひします。

議 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今植松委員がいわれたように、後、農地に戻すとのこと、特に問題ないと思ひます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

これは更新ですよ。前の業者でお終ひやったのをこの業者での更新ですよ。また、期間を延ばし更新と言うことですよ。

事 務 局

〇〇建設とは、2回目となります。

議 長

他にありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書36ページ、整理番号5番です。

貸付人は 井手川内の ○○○○ 様、

借受人は 久保田町の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番、地目は畑、

面積は、355㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在、アパートに居住していますが手狭となり、また、両親の将来のことも考え近くで暮らしたいと思ひ、同時利用地の宅地(○○○)を含み申請地を一般住宅用地として転用したい ということです。

東は雑種地・道路、西は畑、南は道路、北は畑・宅地 です。

親子関係で、使用貸借です。

図面は46ページと47ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここは区画整理地内で、下水道も排水も整備されていますので特に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今言われたように、大体住宅を建てるようなところであるため、特に問題ないと思ひます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり

